

第三十八号議案

江戸川区小松川区民施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年六月十二日

提出者  
江戸川区長  
多田正見

江戸川区小松川区民施設条例の一部を改正する条例

江戸川区小松川区民施設条例（平成十年六月江戸川区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第十五条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第一貸切使用料(一)の表展示ギャラリーの項を削り、同表備考第三号中「客席、舞台」を「客席及び舞台」に改め、同表備考中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区小松川区民施設内に仮称江戸川区平和祈念展示室を設置するため、展示ギャラリーを廃止する必要があるので、本案を提出いたします。